

## 軽自動車税(種別割)の種類と税額

・原動機付自転車、小型特殊自動車、125ccを超える二輪自動車

	車種区分		税額
原動機付自転車	第1種(白色) 電動キックボードを含む	50cc 以下	2,000 円
	第2種乙(黄色)	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	第2種甲(桃色)	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー(水色)	20cc 超～50cc 以下	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用(緑色)	最高速度 35km/h未滿	2,400 円
	その他(緑色)	最高速度 15km/h以下	5,900 円
125cc を超える二輪自動車	二輪の軽自動車	125cc 超～250cc 以下	3,600 円
	二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

・上記以外の軽自動車

車種区分			平成27年 3月31日 までの 新規登録車	平成27年 4月1日 以降の 新規登録車	新規登録 から13年を 経過した 車両(重課) ※2	グリーン化特例 軽課対象車両 新規登録の翌年度のみ※1			
						軽減税率の区分			
						75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪			660cc 以下	3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	—	—
四輪 以上	乗用	自家用	660cc 以下	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	—	—
		営業用	660cc 以下	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	660cc 以下	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	—	—
		営業用	660cc 以下	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	—	—

※1 グリーン化特例 軽課

[適用期間] 令和5年4月1日～令和8年3月31日

[適用内容] 適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用

《対象車両:軽乗用車・軽貨物車》

概ね 75% 軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)</li> </ul>
--------------	---

営業用乗用車のうち、ガソリン(ハイブリッド車を含む)の場合

(適用期間: 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両について、令和 2 年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 50%軽減、令和 2 年度基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車両は概ね 25%軽減。

(適用期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両について、令和 2 年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 50%軽減

※2 重課税額の対象車両

初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車: 概ね 20%重課(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く)

新規登録日				重課税開始年度
～平成21年3月31日				重課税開始済
平成21年	4月1日～	平成22年	3月31日	令和5年度
平成22年	4月1日～	平成23年	3月31日	令和6年度
平成23年	4月1日～	平成24年	3月31日	令和7年度
平成24年	4月1日～	平成25年	3月31日	令和8年度
平成25年	4月1日～	平成26年	3月31日	令和9年度
平成26年	4月1日～	平成27年	3月31日	令和10年度